

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団旗，消防分団旗および消防団関係の高張ちょうちん，手提ちょうちんの制式の一部を次のように改正する。

平成26年1月10日

京都市消防局長 長谷川 純

題名を次のように改める。

京都市消防団旗及び消防分団旗並びに消防団関係の高張ちょうちん及び手提げちょうちんの制式

第2中「および」を「及び」に，「手提ちょうちん」を「手提げちょうちん」に改め，第2を第3とする。

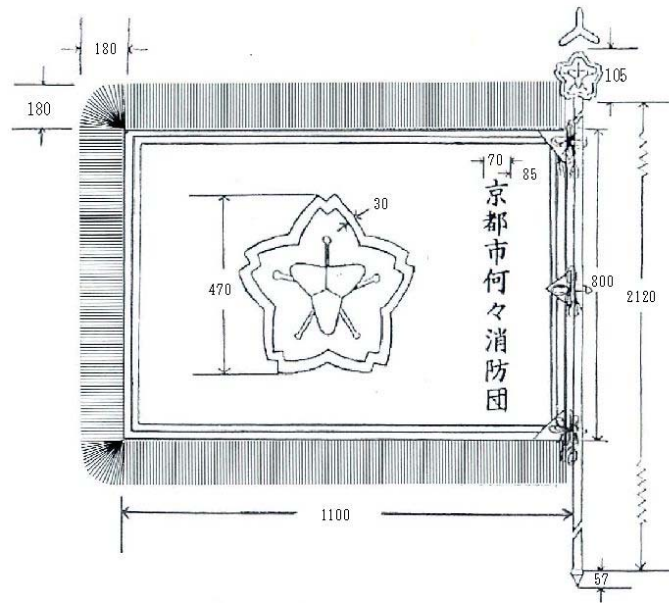
第1中「消防団旗および」を削り，第1の表中「する」を「する。」に改め，「消防団にあっては1行に，消防分団にあっては」を削り，「消防団旗にあっては付図1，消防分団旗にあっては付図2」を「付図」に改め，付図1を削り，付図2注中「示す」を「示す。」に，「する」を「する。」に改め，同図を付図とし，第1を第2とし，第2の前に次の第1を加える。

第1 京都市消防団旗の制式は，次のとおりとする。

京 都 市 消 防 団 旗 制 式	
旗 頭	金色金属製消防団き章
地 質	正絹綾錦織地
地 色	えんじ茶色
き 章	消防団き章の縁を金糸，内側を銀糸による刺しゅうとし，中央Y字章を金糸による市松刺しゅうとする。
ふ さ	金糸真田付総金糸四段七宝編
縁	四方金モール，本金皮及び金メッキハトメ付き

き章中心	旗面の中心
旗竿	本かし材製七宝塗
団名	旗竿側に1行にかい書体文字にて表示する。
形状寸法	付図のとおり

付図



注 数字は寸法を示す。

単位はミリメートルとする。

附 則

この訓令は、平成26年1月12日から施行する。

(消防局総務部庶務課)